善通寺弘報

選擧特別號

発行所　善通寺町弘報委員会
編集者　武内正躬
発行者　高橋正一
印刷所　横田印刷所

獨立後最初の選擧

十月一日（水）
衆議院議員選挙
同日
最高裁判所裁判官国民審査
十月五日（日）
県教育委員会委員選挙
同日
町教育委員会委員選挙

八月二十八日午後零時十二分衆議院が解散せられた結果、二十六日に招集せられた第十四国会も法案審議の余猶なく、教育委員会委員制度の改正に對する一縷のたのみも絶たれ、町においても教育委員の選擧が行はれることゝなつた。

すなわち衆議院議員の選擧と最高裁判所裁判官国民審査は

十月一日

県教育委員会委員選擧と町教育委員会委員選擧は

十月五日

にそれ〴〵執行されます。

公正、明朗の選擧を目差し、独立最初の記念すべき選擧に意義あらしめませう。

公職選擧法の一部改正のあらまし

街頭演説は標旗をかゝげて

公明選挙或は公正選挙運動の展開と「金のかゝらない選挙」「品のよい選挙」の実現を期した公職選挙法改正は一年有余に亘り審議された結果、去る八月十六日法律第三百七号公職選挙法の一部を改正する法律として公布され九月一日から施行となつた。衆議院議員の選挙については次の総選挙から施行されるという規定なので、十月一日の選挙にはすべて改正後の法規により行はれるわけである。

いま改正のあらましを摘記すると次の通りである。

一、選挙運動に関する事項

1.選挙運動期間が短縮された。

衆議院議員選挙の場合は、選挙期日は、少くともその期日前二十五日公示又は告示し、立候補屆出期間は、公示又は告示の日から十日間、選挙運動期間は、最大二十五日、最小限十五日となつた。

2.選挙事務所は、一ヶ所を原則とした。

3.未成年者の選挙運動を禁止し、また何人も未成年者を選挙運動に使用することが禁止された。

4.主として選挙運動のために使用する自動車は、衆議院、参議院地方選出、県の選挙においては一台又は船舶一隻、拡声機二揃、町の選挙においては自動車の使用を禁止し、拡声機一揃とした。

5.選挙運動用ポスターの掲示枚数は、衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事及び県教育委員会委員の選挙における一人につき二千枚但し衆議院議員の場合は今回は特例により除外される。

6.衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事及び県教育委員会委員の選挙における個人演説会の開催回数を六十回とし、演説会開催の告知用ポスター千二百枚が交付される。

7.街頭演説は、常に選挙管理委員会の交付する標旗（候補者一人につき一、参議院全国選出議員の候補者は一五）と証明書をもつて、演説者（第三者でもよい）が、その場所に駐つていなければ、行えない。

8.連呼行為は、街頭演説用の標旗を掲げて選挙運動用の自動車その他の諸車又は船舶の上でなければ行えない。参議院全国選出議員の選挙の場合は、一県においては同時に二以上の標旗を掲げることができない。

9.街頭演説及び連呼行為においては、選挙運動に従事する者は自動車の運転手、助手その他労務を提供する者も含めて、候補者一人につき（参議院全国選出議員の場合は一県ごとに、十五人以内とし、この者は一定の腕章を着けなければならない。

10.民間放送は、公営による外は、使用することができない。

11.戸別訪問の全面的禁止。候補者が親族、知己を訪問することも禁止された。

12.選挙運動のための署名運動の禁止。

13.新聞雑誌の人気投票の掲載の禁止。

14.広告放送の使用禁止

15.新聞及び雑誌の報道評論の自由の制限があり。

衆議院議員の選挙の特例としては。

1.選挙運動のため使用するポスターは、選挙事務所を表示するためのポスター、演説会場に使用するポスター及び公給される個人演説会の告知用ポスターに限り掲示が許され。

2.選挙運動に関する支出金額の算出の基準となる金額を四円とした。

3.政党の政治活動が選挙運動中には重大な制限をうけることとなつた。

二、尚選挙公営の拡充としては。

1.選挙放送に民間放送の利用を加え。

2.公営立会演説会開催の主体を、市では人口概ね四万（現行五万）町村では人口概ね四千（現行五千）に拡張し、任意制公営立会演会を県及び五大市の議会の議員の選挙の場合にも拡張した（現行市町村長の場合のみ）。

3.条例の定めるところにより、すべての地方選挙については、原則として選挙公報を発行できるようにその掲載文の字数を五百字以内とした。なお衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事及び県教育委員会委員については字数を千五百字以内とせられてゐる。

4.氏名掲示、参議院全国区選出議員の選挙以外の選挙における選挙運動用ポスターの廃止に伴い、候補者の氏名掲示制度を活用し、掲示箇所、掲示方法、掲示期間等が改善せられた。

5.投票所内の氏名等の掲示投票記載場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をする。

6.衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事及び県教育委員会委員の選挙における個人演説会の開催の日時及び会場を表示する立札一箇を掲示しまた、個人演説会の告知用ポスター千二百枚が交付される。

三、選挙管理及び手続の合理化に関する事項の主なるものは。

1.参議院全国選出議員を管理する機関として、全国選挙管理委員会の代りに、自治庁の附属機関として中央選挙管理会が設けられた。中央選挙管理会は、最高裁判所裁判官国民審査の投票事務の管理も併せ行う。県及び市町村の選挙管理委員会の委員の定数は、それ〴〵四、四人及び三人に減少された外にこの運営について、地方自治法は相当の改正があつた。

2.補充選挙人名簿の調製の場合は、選挙権の要件は、調製期日によつて調査する。

3.不在者投票のうち、いわゆる在宅投票制度が廃止された。

4.同一の氏名、氏又は名の候補者が二人以上ある場合においてその氏名、氏又は名のみを記載した投票は、有効とし、開票区ごとに各候補者の有効投票数に応じて按分して加える。

5.供託金を現行の供託金及び公営予納金の合算額の二倍とし、任意に立候補を辞退したときは、常に供託金を没収することとし、公営分担金の納付制度が廃止された。

6.地方公共団体の長の決選投票の制度を廃止し、法定得票数を「八分の三」から「四分の一」に引き下げた。

尚運動関係について特別なものを一、二詳記すると。

1.戸別訪問については、候補者もすべて禁止され。

ロ、選挙期日後の挨拶行為としての戸別訪問も禁止され。

2.夜間の街頭演説及び連呼行為は午後九時から翌日午前六時までは禁止されている。

間違いがあつてはならないから疑問な点や不審な箇所があるときは、選挙管理委員会にお問い合せねがいます。

九月十五日現在の基本選擧人名簿調製

自己の權利を確認しよう

毎年調製する基本選挙人名簿の調製期日が、今年もやつてきました。しかも十月一日、五日の選挙の準備と重なり合つて町選挙管理委員会は、事務従事者はすべて役場事務との兼務者を当てゝあるので昼夜兼行遺漏のないように努力しています。

本年から実施された住民登録は国法による定めであり、全住民の登録がなされておるべき筈でありますが、何分にも実施早々であり、町民の方々にも充分な周知が出来ていたかどうかをいぶかるものでありまして、法的根拠をもつこの制度を活用すべきものではありますが、一概にはいかぬとも思はれ有権者の把握に全神経を集中しておりますが、御承知のごとく転出入のはげしい本町の事情でもありますので、町民各位の積極的御協力により皆様の貴い権利を確保したいと思います。

隣近所や友人、知己の方でまだ住民登録をなさつていない方が若しもございましたなら早速本人が屆出るか、又はお気付きの方で係の方まで御連絡ねがいたいと存じます。

自己の権利の確保のためでもありますので、互に注意し合つて行くようにおねがいします。

選擧当日の選擧事務所

選挙運動は立候補屆出の日からその選挙の期日の前日までであるが、選挙事務所は選挙の当日も設置ができる。

しかし投票所の入口から三町以外の区域でなければなりません。

投票區が一つ減りました

該當區の有權者はお間違いのないように

本町の投票区は従来八投票区でしたが、今回の選挙から一箇所減少し七投票区にすることに選挙管理委員会で決定されました。

すなはち従来の第七投票区（昨年の投票所は公民館でした）と第八投票区（昨年の投票所は東部小学校講堂でした）を合併し、両区の区域をもつて第七投票区としましたこの方面の有権者の方々は、来る十月一日及び五日の選挙にはお間違ひなく入場券に記載されてある投票所にお出掛けになるようお知らせします。

なお右以外の他の投票区は従来通りですから念の為申添えます。

補充選擧人名簿登録申請について

◇投票權の行使は選擧人名簿による

来る十月一日と十月五日の二日に、選挙人の投票権を公証する選挙人名簿は、昨年九月十五日現在で調製された基本選挙人名簿と、来る九月十二日を調査期日とする補充選挙人名簿とに拠ります。

この補充選挙人名簿は町民中選挙権をもつ人で昨年六月十七日以降本年六月十三日迄に本町に住所を定め年令が九月十二日で満二十才以上になる人（昭和七年九月十三日までに生れた者）で引続き選挙の日まで住んでいる人で公職選挙法に定める欠格事項のない人（これは別に記載します）が申請して登録するわけです。

折角法的に選挙権はあつても、名簿に記載されては来る九月十三日から十七日迄の間に必ず、町役場内の選挙管理委員会に認印持参の上備付の用紙により登録の申請をして下さい。

（住民登録の有無にかかわらず本人の申請が是非必要です）

町教育委員会委員の立候補や選擧運動については町選擧管理委員会にお尋ね下さい。

是非!!

縦覽をしましよう

別掲の如く今回の各種選挙の投票に使用する選挙人名簿中補充選挙人名簿調製のための登録申請期間（九月十三日から九月十七日まで）には、昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿の閲覧（一般に縦覧ともいいます）が出来ます。

この閲覧は第一区（大麻）は農協大麻支所、第三区は農協上郷支所、その他は町役場でいたしますから一般に―補充名簿の登録申請を要する人だけでなく当然に基本名簿に入つている人も是非御足労でも閲覧して、登載を確認して下さい。

当然にのつている筈の人でも何かの間違で載つていなかつたり、入るべきでない人が誤載されている事もあるわけですから、自分だけでなく家族や近隣の人や友人知己で一人でも注意し合つて、脱漏のないようにいたしたいと存じますから折角の権利行使の確保に御協力ねがいます。

この閲覧期間に調査して入るべき人が入つてない場合には補充名簿の申請をしなければ、投票日に折角の投票が出来ません。

選擧權及び被選擧權を有しない者

左の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。（公職選挙法第十一条第一項）

一、禁治産者

二、禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

三、禁錮以上の刑に処せられることがなくなるまでの者（法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く）

及び以下の規定がある（法第二百五十二条）公職選挙法第十六章に掲げる罪（除外されるものがある）を犯した者で、罰金の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡を受けた者につゞいては、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。裁判が確定した後刑の執行を受けることがなくなるまでの間もまた同様とする。（第一項）

買収及び利害誘導罪、公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪又は新聞紙雑誌の不法利用罪の罪につき刑に処せられた者で更に前述の罪につき刑に処せられた者については前項の五年間は十年間とする（第二項）

以上の規定も次の様な特別の規定がある。

イ、刑の執行猶予中の者は、その期間適用しない。

ロ、選挙権及び被選挙権を有しない者に対し又は期間短縮することが出来る。（第三項）

◉生活にあすから響くこの一票

本紙は選挙日まで大切に保存して御利用下さい

不在者投票について

船員の家族の方に!!

総トン数二十トン以上の船舶に乗組んでいる船員で、家族が本町に在住しているものは本町で選挙権があるので、既に基本名簿に入つているか、又は昨年の六月十七日以後の在住の場合は今度の補充名簿に手続して貰うわけですが――これらの人は、今回の各選挙の告示があり次第町選挙管理委員会では、不在者投票についての手続が急を要しますので、町内に現住する船員の家族の方は、船員の現在地その他を至急町役場内選挙管理委員会に連絡ねがいます。

豫備隊員の選挙権について

警察予備隊員の選挙権については、営外居住者はその住所地、営内居住者については家族の居住する処であり、単身者で隊内以外に寄るべのない者は隊が住所地となる。

以上三つにわけられますがそれ〴〵の区分に従ひ、今度の選挙の補充選挙人名簿、及び九月十五日現在で調製する基本選挙人名簿についての手続をお忘れないように。

新しく出來る町教育委員会の制度について

今度本町でも教育委員の選挙が行われますが、教育委員会とはどのようなものかについて略述しましよう。

昭和二十三年七月法律第百七十号をもつて教育委員会法が公布施行され都道府県及び市町村に教育委員会が設置されることになりましたが、町村は特に昭和二十七年十一月一日まで延期されていて、来る十月五日にその委員を選挙することになつたわけです。

この法の目的とするところは「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覚のもとに公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため教育委員会を設け、教育本来の目的を達成すること」で、委員会は「従来都道府県若しくは都道府県知事又は市町村若しくは市町村長の権限に属する教育、学術及び文化（教育という以下同じ）に関する事務並びに将来法律又は政令により当該地方公共団体及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する」権限を持ち、経費は当該地方公共団体の負担するところであります。

組織については（主として町に重点をおいて）委員、教育長及び事務局からなり、委員は五人で四人は住民の選挙により一人は議会の議員の中から議会で選挙され、任期は四年で二年毎に半数が公職選挙法の定めで改選されます。尚他の公務員との兼職は出来ません。

教育長は一定資格を有する者が任命され四年の任期となつています。

事務局は必要な職員を置いて、委員会の事務を処理します。

委員会の職務権限については相当な紙幅を要しますので省略しますが、町立の学校その他の教育機関を所管し、一切の事務を行うことになつています。

縣立高松公共職業補導所補導生集募について

就職の機会を容易にするため技術補導を行つている県立高松公共職業補導所では目下第三回自動車整備科及び第二回経理事務科の補導生を左記要領により募集していますから希望者は至急に最寄りの公共職業安定所へ申込んで下さい。

要領＼募集科目	自動車整備科	経理事務科
募集人員	男子　三〇名	男女を問はない　二〇名
補導期間	一ヶ年	六ヶ月
修了後の学力	三級自動車整備士程度の実力を養成する	算盤二―三級簿記二―三級に合格程度の実力を養成する
資格	新制中学校卒業程度以上の学力を有し身体強健なもの	
申込締切日	九月二十日までに最寄りの公共職業安定所に申込むこと	

備考　1.所在地高松市花園町　2.月謝は不要で技術実習用の教材は全部支給します　3.遠隔地の補導生に対しては寄宿舎の設備があります　4.合格者は十月一日より入所せしめる予定であります

眼覺めよ！

社会人最大の罪惡……

今仮りに婦人がその貞操を金権又は物慾の犠牲にしたならば、世間の人はその婦人をさげすみ、その婦人自身一生良心の呵責に悩まなければならない。

所が驚くべし、此以上の罪悪が平然と現実に行はれている。其は従来の選挙である。社会人として最も重大な一票が因縁情実果ては物慾の為軽卒に行使されたではないか

婦人の貞操を金権と交換した場合其は当事者のみの問題だが、事選挙権を物慾と交換した場合は当事者のみに止まらず、其の影響する所全国民に及ぶ事を考えると誠に慄然たらざるを得ない。

翻てば官軍候補者は法の盲点追求に専念し、有権者は良識に眼覚めず大勢に流されている。選挙は政治の第一歩であり全てである。勇気を出せ、憤起せよ。有権者各位一人一人の掌中にある一票の行方は独立日本の前途を左右する、我々国民の幸福を決定する、経済のインフレは安定したが政治のインフレはその止まる所を知らない。二当一落三当二落と面白おかしく平気で巷間の話題とする所に既に選挙冒瀆の芽生えが存する。　以上

八、九日記（一貫生）

千葉一貫氏の美擧

さきに亡熊太郎翁の香奠返えしを教育費の一助として町へ寄託せられ其の後去る三月から歳費の全額を家計困窮生徒の教育費に寄附せられ氏の教育に対する深い理解に町当局を感激せしめている。

体育館竣工を記念するため千葉熊太郎文庫を創設する費用として金十万円を町当局に寄託せられ町当局は勿論学校当局も感謝感激して氏の意に添うよう具体案を作成している。

最高裁判所裁判官国民審査執行について

昭和二十二年十一月に出来た最高裁判所裁判官国民審査法の規定により最高裁判所の裁判官は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の期日に国民の審査を受けることとなつており、衆議院議員の選挙権のあるものは、審査権があることになつています。

この審査は投票によつて行われます。

この度衆議院議員の総選挙が十月一日に行われるので、左記五名の裁判官が同日審査を受けるわけであります。

谷村唯一郎（たにむらただいちろう）　昭和二十六年四月十二日任命

入江俊郎（いりえしゅんろう）　昭和二十七年八月三十日任命

田中耕太郎（たなかこうたろう）　昭和二十五年三月三日任命

本村善太郎（もとむらぜんたろう）　昭和二十七年一月二十一日任命

小林俊三（こばやししゅんぞう）　昭和二十五年十月十日任命

この審査は投票によることは既に申述べた通りでありますが、衆議院議員選挙の投票とは異り記号式投票用紙を用い、「やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くことになつており、「やめさせなくてよいと思ふ裁判官については何も書かないこと」になつています。

◉正しく明るいこの一票

今度の選挙に際しての不在者投票は、前回までのように「自宅」ですることが出来なくなりました。

不在者投票の取扱が変りました

すべて法に定める不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所でしなければなりません。

例へば　市町村選挙管理委員会　二十トン以上の船舶の船長　県選挙管理委員会　以上が不在者投票管理者

定する病院の病院長　町では国立善通寺病院　監獄の長又は代用監獄の管理者　少年院の院長

なお不在者投票の実際については町選挙管理委員会でお尋ね下さい。

◉この一票に責任を持つ

有権者は洩れなく読んで下さい

今回の各種選擧に関する主要事項一覧表

（昭和二十七年九月五日　善通寺町選挙管理委員会）

選挙別＼月日	9月5日 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	10月1日 水	2 木	3 金	4 土	5 日
共通事項等								補充選挙人名簿調製期日					申請期間（基本選挙人名簿の閲覧期間）			調製期間				縦覧期間（異議申立期間）		異議決定期間		補充選挙人名簿の確定							
衆議院議員	告示											立候補届出期間					立会演説会 后七、三〇 中央									不在者投票期間	投票日即日開票				
最高裁審査	告示																氏名掲示									不在者投票期間	全上				
県教育委員	告示															立候補届出期間					氏名掲示				立会演説会 后七、三〇 中央	不在者投票期間					投票日即日開票
町教育委員																					告示			氏名掲示		立候補届出期間					投票日即日開票